



平成 24 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 永嶋 秀和
(JASDAQ・コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画室長 岡田 一男
(TEL. 03-5908-3602)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成24年8月10日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

【新株式発行及び売出しの目的】

当社グループは、東京・神奈川・埼玉において、マンション及び戸建住宅の分譲を中心とした多角的な不動産事業を展開しております。主力のマンション事業では、自社ブランド「ウィルローズ」シリーズを中心とした新築マンションの企画・開発・分譲を行っており、各物件のエリアや交通・立地条件等の特性を考慮した企画・開発を行っております。また、戸建事業では、品質及びデザイン性並びにリーズナブルな価格を迫及した戸建住宅を企画・開発・分譲しております。

足元の不動産業界では、住宅エコポイント制度の復活や金利優遇制度などを背景に、好調に推移しております。このような市場環境のもと、当社グループは価格・デザイン性の両面での差別化及び販売力の強化に取り組み、収益機会の拡大を図ってまいりました。また、当社グループの事業エリアである東京・神奈川・埼玉については今後も人口流入が見込まれており、新築マンション及び戸建住宅について旺盛な需要が期待できるものと考えております。

当社グループは、今般の東京証券取引所への上場を新たな成長への転換点と位置づけ、本新株式発行によりマンション事業用地取得資金の確保及び財務基盤の強化を図ることが、当社グループの企業価値向上に資すると判断いたしました。また、資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 320,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年8月27日（月）から平成24年8月29日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成24年9月5日（水） |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長永嶋秀和に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|---------------|--|
| (1) 売出席の種類及び数 | 当社普通株式 900,000株 |
| (2) 売出席人 | 鹿内 隆一郎 300,000株
株式会社クリード 300,000株
永嶋 秀和 200,000株
永嶋 康雄 100,000株 |
| (3) 売出席価格 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出席価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |
| (4) 売出席方法 | 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出席価格から引受人より売出席人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 平成24年9月6日（木） |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長永嶋秀和に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 180,000株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほインベスターズ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成24年9月6日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長永嶋秀和に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本売出しも中止される。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 当社普通株式 180,000株
及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における
決 定 方 法 払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端
数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加す
る資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の
額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほインベスターズ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成24年9月21日（金）
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成24年9月26日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長永嶋秀和に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。なお、一般募集及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止される。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、180,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式をみずほインベスターズ証券株式会社に取得させるために、当社は平成24年8月10日（金）開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社に割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成24年9月26日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年9月21日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほインベスターズ証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほインベスターズ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,576,800株	(平成24年8月10日現在)
公募増資による増加株式数	320,000株	
公募増資後の発行済株式総数	12,896,800株	
第三者割当増資による増加株式数	180,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	13,076,800株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しみずほインベスターズ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限208,500,000円の全額を当社グループのマンション事業用地の取得資金の一部に充当する予定であります。具体的には、東京都、神奈川県、埼玉県における300平米以上の土地のうち、通勤・通学・生活の各面で利便性が高い物件を中心に取得するものであります。

なお、支出予定時期については、平成25年6月期中を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金は、当社グループの収益基盤拡大等を通じて業績向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題としており、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針としながら、将来の事業展開と財務体質強化のための内部留保の充実等を勘案のうえ、総合的に決定する方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載の基本方針に基づき、業績の進捗状況及び事業計画等を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行っていきたいと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のためと考えております。

(4) 過去の決算期間の配当状況等

	平成23年6月期	平成24年6月期
1株当たり連結当期純利益	60.43円	119.10円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	5円 (－)	15円 (－)
実績連結配当性向	8.3%	12.6%
自己資本連結当期純利益率	29.5%	41.1%
連結純資産配当率	2.4%	5.2%

(注) 1. 当社は平成22年7月1日に単独株式移転により設立されたため、それ以前に係る記載はありません。また、平成23年6月期の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社グローバル住販の連結財務諸表を引継いで作成しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 平成23年2月1日付で1株を4株に株式分割しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（期首と期末の平均）で除した数値であります。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
6. 平成24年6月期の数値は未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を導入しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、今回の一般募集及び第三者割当増資実施後の発行済株式総数（13,076,800株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は10.75%となる見込みです。

(平成24年7月31日現在)

回号	臨時株主総会決議日 (取締役会決議日)	新株式発行 予定残数	新株予約権の行使 時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
第1回	平成18年8月9日 (平成18年10月13日) (注) 1.	338,000株	14,800円	7,600円	平成22年7月1日から 平成28年8月9日まで
第2回	平成18年11月24日 (平成18年11月24日) (注) 2.	40,000株	14,800円	7,600円	平成22年7月1日から 平成28年11月24日まで
第3回	平成18年8月9日 (平成19年7月13日) (注) 3.	24,800株	14,800円	7,600円	平成22年7月1日から 平成28年8月9日まで
第4回	— (平成22年7月27日)	505,200株	114,800円	57,600円	平成24年10月1日から 平成32年7月14日まで
第5回	— (平成22年7月27日)	498,400株	125,200円	62,800円	平成24年7月30日から 平成32年7月14日まで

- (注) 1. 株式会社グローバル住販第3回新株予約権の決議年月日であります。株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付で、当社は株式会社グローバル住販第3回新株予約権を継承し、新株予約権者に対し当社第1回新株予約権が交付されております。
2. 株式会社グローバル住販第4回新株予約権の決議年月日であります。株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付で、当社は株式会社グローバル住販第4回新株予約権を継承し、新株予約権者に対し当社第2回新株予約権が交付されております。
3. 株式会社グローバル住販第5回新株予約権の決議年月日であります。株式会社グローバル住販の株式移転により当社が設立された平成22年7月1日付で、当社は株式会社グローバル住販第5回新株予約権を継承し、新株予約権者に対し当社第3回新株予約権が交付されております。
4. 平成22年7月1日付で株式会社グローバル住販が株式移転により当社を設立したこと及び平成23年2月1日付で株式分割を実施しているため、調整後の数又は金額を記載しております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去の決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年6月期	平成24年6月期	平成25年6月期
始 値	934円 □428円	365円	411円
高 値	1,782円 □430円	564円	449円
安 値	840円 □240円	244円	396円
終 値	1,711円 □364円	410円	449円
株 価 収 益 率	6.0倍	3.4倍	一倍

(注) 1. 当社は平成22年7月1日付で、大阪証券取引所JASDAQ市場(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場しているため、平成23年6月期以前の株価はありません。

2. 平成23年2月1日付で、1株を4株に株式分割しており、□印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3. 平成25年6月期の株価については、平成24年8月9日現在で表示しております。

4. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成24年6月期の数値は未監査)で除した数値です。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である鹿内隆一郎、株式会社クリード、永嶋秀和及び永嶋康雄はみずほインベスターズ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほインベスターズ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほインベスターズ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。